

令和2年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和2年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 63,360 千円

（歳出）

・社会保障施策経費 1,300,722 千円

（単位 千円）

事業名	経費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	35,340	124,837
	老人福祉費	127,197	367,294
	障がい者福祉費	122,923	49,352
	小計	285,460	541,483
児童福祉費	児童福祉総務費	13,325	10,308
	児童措置費	120,932	130,912
	小計	134,257	141,220
保健衛生費	保健衛生総務費	636	126,069
	予防費	421	25,425
	健康推進費	8,132	31,184
	母子保健費	423	6,012
	小計	9,612	188,690
合計	1,300,722	429,329	871,393

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。